

(参考)日本の漁業管理制度の概念図

漁業権漁業

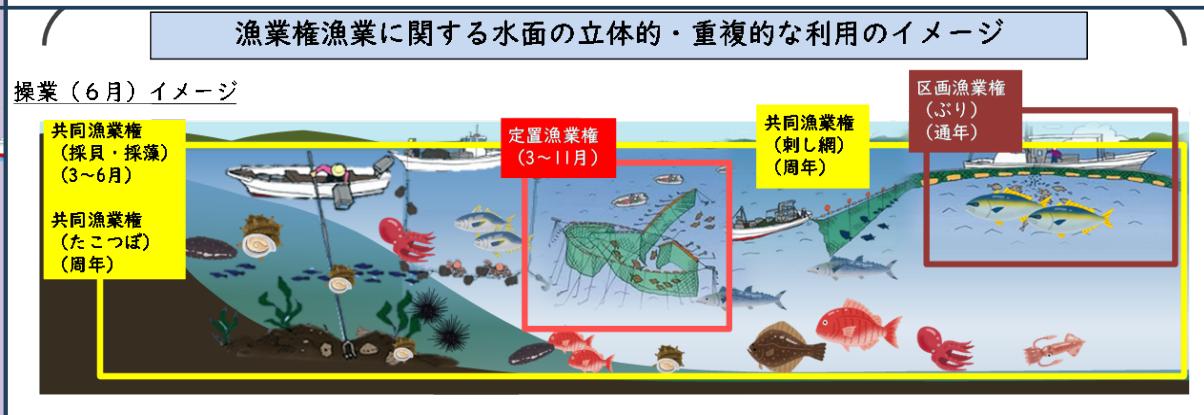
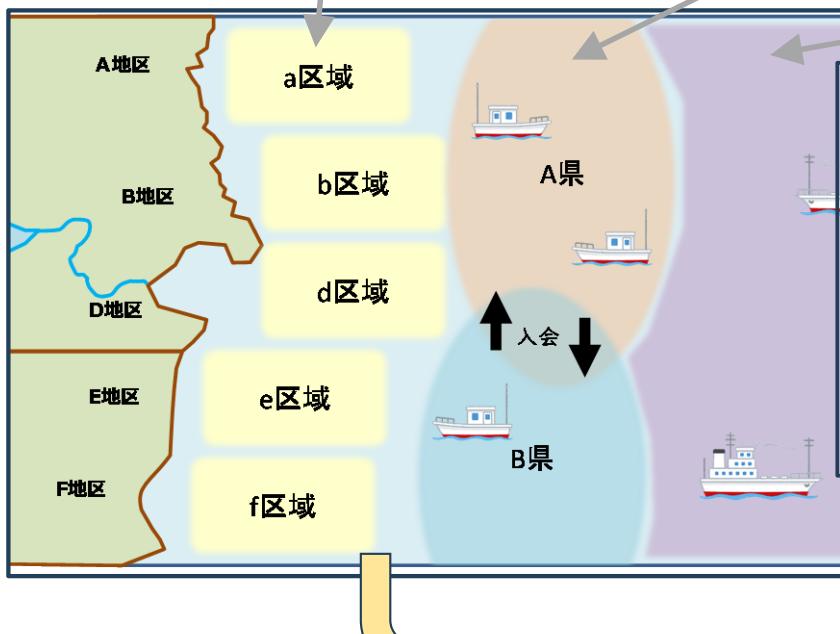
知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業を排他的に営む権利を免許。

知事許可漁業

都道府県の沖合で操業する漁業について知事が許可。

大臣許可漁業

複数県の沖合や外国へ出漁する漁業について国(農林水産大臣)が許可。



区画漁業権・漁場改善計画について

	養殖の漁業権(区画漁業権)	漁場改善計画
目的	水産資源の持続的な利用を確保、水面の総合的な利用	養殖漁場の改善、伝染性疾病のまん延防止により、持続的な養殖生産の確保
根拠法令	漁業法	持続的養殖生産確保法
内容	<p>海区漁業調整委員会への諮詢等を経て海区漁場計画を作成し、都道府県知事が免許</p> <p>海面利用制度等に関するガイドラインに基づき、「適切かつ有効」に運用されているかを県が確認</p> <p>(確認項目の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・漁場改善計画に基づく取り組みが行われている・過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない	<p>区画漁業権を有する者(漁協等)が策定。</p> <p>(計画の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・適正養殖可能数量(筏数の上限)・筏の大きさ、コレクターの数・資源管理協議会等による履行確認・上記の取り組みを通じて、改善目標(溶存酸素量、海底の硫化物量)の達成を目指す <p>計画を策定し、県の認定を受けることで積立プラスに加入可能</p>
有効期限	5年または10年	5年

漁業権制度について

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（真珠養殖、藻類養殖や魚類小割式養殖など）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。

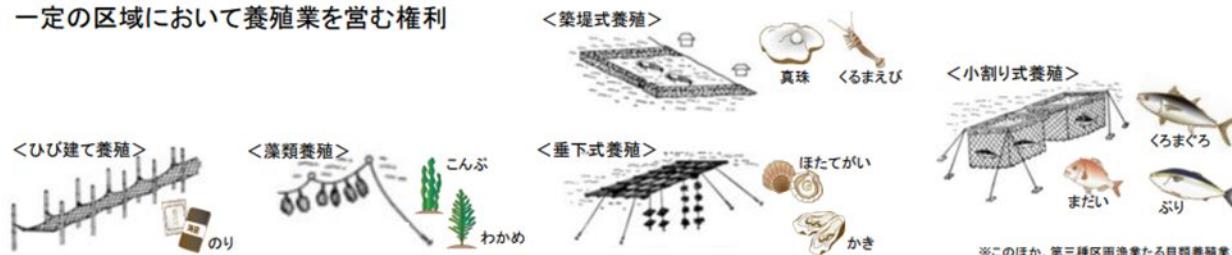
■ 共同漁業権(存続期間:10年)

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



■ 区画漁業権(存続期間:5年又は10年)

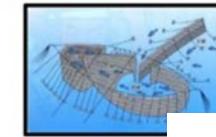
- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利



※このほか、第三種区画漁業たる貝類養殖業

■ 定置漁業権(存続期間:5年)

- ・ 大型定置（身網の設置水深が原則27m以上の定置）等を営む権利
※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。



出典: 水産庁HP

H30年漁業法改正での見直し①（海区漁場計画の作成）

- 漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成（内水面にあっては内水面漁場計画）。
- 海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要である。



○海面利用制度等に関するガイドライン

- 利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要。
- 聴取した意見についての検討結果は、**公表**しなければならず、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じて具体的に公表することが適当。
- 都道府県知事は、その**手続の透明性・公平性を確保**することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要。
- 新規漁場については、**関係する漁業者・漁協等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られる**ことを十分に確保した上で海区漁場計画を作成。

H30年漁業法改正での見直し③（「適切かつ有効」）

海面利用制度等に関するガイドライン

- 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適當ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適當と考えられる。

【適切の判断基準の具体例】

- ①漁業関係法令を遵守している
- ②漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④資源管理を適切に実施している
- ⑤漁場改善計画に基づく取組が行われている

【有効の判断基準の具体例】

- ①操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ②養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる

- 次の場合の「適切かつ有効」の判断に活用するチェックシートを添付しており、都道府県はこれにより運用する。
 - ① 法第63条第1項第2号（海区漁場計画の要件等）
 - ② 法第73条第2項第1号（免許をすべき者の決定）
 - ③ 法第91条（指導及び勧告）
- 制度運用が適切に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。
- 漁業関係以外を含め法令違反の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

(参考2) 免許の状況 (R5年)

- 令和5年9月以降行われた漁業権の一斉切替えにおいて、全国で区画漁業権7,725件、定置漁業権1,688件、共同漁業権4,790件が免許されました。
- 区画漁業権、定置漁業権、共同漁業権ともに、それぞれ約9割が、類似漁業権として既存の漁業権者(漁業者等)に免許されました。
- 新規の漁業権として、区画漁業権682件、定置漁業権50件、共同漁業権41件が免許されました。

漁業権免許の実績

	区画漁業権	定置漁業権	共同漁業権	合計
漁業権数	7,725	1,688	4,790	14,203
うち類似漁業権数	7,043	1,638	4,749	13,430
うち新規の漁業権数	682 (280)	50 (8)	41 (23)	773 (311)

※カッコ内は新規の漁業権のうち漁場が新設され免許された件数

出典:水産庁HP

漁場改善計画について

漁場改善計画とは

- 持続的養殖生産確保法に基づき、区画漁業権を有する者（漁業協同組合等）が策定する養殖漁場の改善に関する計画。国や都道府県の認定を受けることができる。
- 平成23年からは、更なる漁場改善を図るために「適正養殖可能数量」の設定を追加。

漁場改善計画の内容

- ・対象水域と養殖水産動植物の種類
- ・養殖漁場の改善の目標（水質、底質、飼育生物の状況）
- ・改善を図るための措置及び実施期間（飼育密度、飼餌料の種類及び制限、水産用医薬品の適正使用等）
- ・改善を図るために必要な施設及び体制整備（観測機器、へい死魚処理施設、計画推進委員会の設置等）
- ・養殖漁場及び利用状況調査（水域調査、給餌量調査、病害調査等）